港 区 職 員 0) 旅 費 に 関 す る 条 例 0) 部 を 改 正 す る 条

例

右 0) 議 案 を 提 出 す る

令 和 七 年 月 + 九 日

提 出 者 港 区 長 清 家

愛

港 区 職 員 0) 旅 費 に 関 す る 条 例 0) 部 を 改 正 す る 条 例

港 区 職 員 0) 旅 費 に 関 す る 条 例 昭 和 十 六 年 港 区 条 例 第 十 四 号 0) 部 を 次 0) ょ う に 改 正 す

る

第 章 総 則 を 削 る

第 条 第 項 第 六 号 中 若 し < は そ 0) 扶 養 親 族 \_ を 削 り、 本 拠 地 \_ を 本 拠 \_ に 改 め 同

項 第 七 号 を 次 0) ょ う に 改 め る

七 に マ あ イ 家 る 族 者 IJ を テ 内 イ 含 国 で む 旅 あ 行 り、 以 に 下 あ つ 互 同 て じ 1, は を 人 職 生 又 員 0) は 0) パ パ 配 ] 偶 **|** 者 卜 ナ ナ  $\overline{\phantom{a}}$ 1 1 届 シ と 出 し ツ を て プ し 関 な 相 係 11 が 互  $\overline{\phantom{a}}$ 双 0) 事 人 方 実 権 又 上 は を 婚 尊 1, 姻 ず 重 関 れ 係 し と か 日 同 常 方 様 が 0) 0) 性 生 事 活 的 情

に

お

1,

て

継

続

的

に

協

力

し

合

う

ご

と

を

約

し

た

者

間

0)

関

係

そ

0)

他

0)

婚

姻

関

係

に

相

当

す

る

と

任

ノ

玉 と 命 旅 1, 権 う 者 行 が に あ 認 つ め て る 子 は 者 職 父 員 母 間 0) 0) 配 孫 関 偶 係 者 祖 を 又 父 11 は 母 う パ 及 び 兄 1 0) ナ 弟 相 姉 手 シ 妹 方 ッ で  $\overline{\phantom{a}}$ プ 職 以 関 員 下 係 と 0) 生 パ 相 計 1 手 を 1 方 ナ に 1 及 す シ V, 子 る ッ も プ で 職 関 0) 員 を 係 と 0) 11 生 11 相 計 手 を 外 方

第 条 に 第 す る 項 も た 0) だ を U 11 書 う 中 别 表 第 \_ を 別 表 \_ に

改

め

る

を 条 依 に に は 加 頼 第 三 え お 当 1, 以 条 該 て 下 第  $\neg$ 扶 な 同 五 \_ じ 養 つ 旅 項 た 行 親 中  $\overline{\phantom{a}}$ 命 族 を を 令 を 受 等 含 そ \_  $\sqsubseteq$ な け む 0) \_ る 者 と 金 に 11 次 0) 額 改 う 項 扶 0 又 に 養 め は お 親 支 0) 11 族  $\neg$ 出 変 死 7 0) を 亡 更 旅 同 要 し じ 行  $\overline{\phantom{a}}$ す た 取 に る 場 消 つ \_  $\sqsubseteq$ 合 し 11 \_ に を を 7 改 0) 削 含 旅 め 下 む I) 費 `` 0) る に 支 同 そ 項 を 給 0) 及 取 を 他 V, I) 受 消 け 任 同 命 条 z る Ž 権 第 れ 者 \_ と 四 が が 項 を で 定 並 又 き め び に る は る 場 第 旅 場 合 五 行 合

す ゃ に に そ る か 改 改 第 場 に め め 0) 四 \_ 変 合 条 更 第 を 同 以 を を 条 速 下 す 第 項 \_ ゃ \_ る す 三 中 \_ 0) る 項 か に 12 と 中 下 旅 \_ き に 改 行 \_ に め を 命 こ 改 に 変 令 め 0) 同 更 又 条 条 は る に 第 取 旅 第 消 お 四 五 行 を 11 項 条 依 7 中 第 含 頼 \_ む 0 を 項 以 \_ 以 下 加 れ を え を 下 変 同 旅  $\neg$ 更 次 じ 行  $\neg$ 0 11 す 条 命  $\overline{\phantom{a}}$ と 第 令 る 等 ま に <del>--</del> す は 0) 項 る \_ \_ ح を を に を 1, う そ 11 0) \_ と 変 0) \_ ま 変 れ 更 を を を が 更 \_ を 変 す す 更 に る 旅 \_ る す 行 に に る 命 \_ す は 令 を み 等

第 五 条 第 項 中 変 更 F れ た を 変 更 を 受 け た に 本 条 を ご 0) 条 に 改 め 同 条

第 項 中 す み ゃ か に \_ を 速 や か に \_ に 改 め る

第六条を次のように改める。

(旅費の種類)

第 六 条 旅 費 0) 種 類 は 鉄 道 賃 船 賃 航 空 賃 そ 0) 他 0) 交 通 費 宿 泊 費 包 括 宿 泊 費 宿 泊

手 当 転 居 費 着 後 滯 在 費 家 族 移 転 費 渡 航 雑 費 及 V, 死 亡 手 当 と す る

第 七 条 中 旅 費 は \_ 0) 下 に 旅 行 に 要 す る 実 費 を 弁 償 す る た 8 0) も 0) と し 7 \_ を 加 え

同

第八条を次のように改める。

条

た

だ

し

書

中

 $\neg$ 

但

し

\_

を

た

だ

し

\_

に

改

め

る

(旅費の支給額の上限)

第 八 を 含 条 む 0 鉄  $\overline{\phantom{a}}$ 道 賃 に 係 る 船 旅 賃 費 0) 航 支 空 給 賃 額 及 び は そ 第 0) 十 他 三 0) 交 条 第 通 費 <del>\_\_\_</del> 項 各 家 号 族 移 第 転 十 費 四 0) 条 う 第 ち Ž 項 れ 各 ら に 号 相 当 第 す 十 る 五 条 部 第 分

た 額 項 と 各 号 現 に 及 支 V, 払 第 つ 十 六 た 額 条 を 各 号 比 較 に 掲 し げ 当 る 該 各 各 費 費 用 用 に ご つ と 11 0) て い ず 当 れ 該 か 各 少 条 及 な 11 び 額 前 を 条 合 0) 計 規 定 し た に 額 ょ と I) す 計 る 算 L

宿 泊 費 包 括 宿 泊 費 転 居 費 着 後 滞 在 費 宿 泊 手 当 に 相 当 す る 部 分 を 除 < 家 族 移

2

転 費 宿 泊 手 当 に 相 当 す る 部 分 を 除 <  $\overline{\phantom{a}}$ 及 Ŋ 渡 航 雑 費 に 係 る 旅 費 0) 支 給 額 は 当 該 各 旅 費

第 0) 種 + 類 三 に 条 つ 0) 11 規 7 定 前 に 条 ょ I) 第 計 十 算 七 し 条 た 額 第 と 十 現 八 条 に 支 払 第 つ 十 た 額 条 を 比 第 較 十 し 当 条 該 第 各 旅 費 十 <u>\_</u> 0) 条 種 第 類 ご と 項 0) 及 11 V,

ず れ か 少 な 11 額 を 合 計 し た 額 と す る

第 九 条 か ら 第 十 三 条 ま で を 削 り 第 十 三 条 0) = を 第 九 条 と U 同 条 0) 次 に 次 0) 条 を 加 え る

(旅費の区分)

第 十 条 旅 費 を 区 分 し 7 内 玉 旅 行 0) 旅 費 及 V, 外 国 旅 行 0) 旅 費 と し 内 玉 旅 行 0) 旅 費 を 更 に 近 接

地内旅費及び近接地外旅費とする。

第二章の章名及び第十四条を削る。

第 + 五 条 第 号 中 車 賃 \_ を そ 0) 他 0) 交 通 費 \_ に 改 め 同 条 第 号 中 次 に 規 定 す る 宿

料 \_ を 宿 泊 費 及 び 宿 泊 手 当 \_ に 改 め 同 号 イ 及 び 口 を 削 I) 同 条 第 三 号 中 別 表 第 0) 路

程 に 応 じ た 移 転 料 額  $\overline{\phantom{a}}$ 扶 養 親 族 を 随 伴 し な 11 場 合 に は そ 0) 分 0) に 相 当 す る 額 0) 範 拼

内

泊

0) 実 費 額 0) 移 転 料 \_ を \_ 転 居 費 \_ に 改 め 同 条 を 第 十 条 と す る

第十六条から第十八条までを削る。

第 十 九 条 中 車 賃 日 当 宿 泊 料 食 卓 料 移 転 料 着 後 手 当 及 び 扶 養 親 族 移 転 料  $\sqsubseteq$ を そ

0) 他 0) 交 通 費 宿 泊 費 包 括 宿 泊 費 宿 泊 手 当 転 居 費 着 後 滞 在 費 及 Ŋ 家 族 移 転 費 に 改 め

同 条 を 第 十 条 と し 同 条 0) 次 に 次 0) 七 条 を 加 え る

(鉄道賃)

第 + 三 条 鉄 道 賃 は 鉄 道 鉄 道 事 業 法 昭 和 六 + 年 法 律 第 九 十 <u>\_</u> 号 第 条 第 項 に 規 定

す る 鉄 道 事 業 0) 用 に 供 す る 鉄 道 及 び 軌 道 法 大 正 十 年 法 律 第 七 十 六 号 第 条 第 項 に 規 定

び す つ て 第 第 る 十 軌 六 公 号 道 務 か 条 ら に 0) 外 た 第 お 玉 め 六 1, に 特 号 お 7 に ま 同 け 必 で じ る 要 ۲ に と  $\overline{\phantom{a}}$ れ 掲 す げ を 5 る る 利 に 費 相 も 用 す 当 0) 用 に す は る 限 る 移 る も 第 動 0 に 0) 号 要 そ に す 0) 0) る 額 掲 他 げ 費 任 0) 合 る 用 命 権 計 運 と 額 賃 者 し ` が と に す 加 そ 定 る え め 0) て 額 る 別 は も に 0) 支 を 次 払 に 11 う 掲 う げ も 0) る 次 費 で 項 あ 用 及

一運賃

三寝台料金

四 座席指定料金

五 特別車両料金

六 前 各 号 に 掲 げ る 費 用 に 付 随 す る 費 用

2

前

項

第

号

に

掲

げ

る

運

賃

0)

額

0)

上

限

は

内

玉

旅

行

0)

場

合

で

あ

つ

7

運

賃

0)

等

級

が

区

分

z

れ

た

ょ 鉄 i) 道 移 に 動 ょ す I) る 移 と 動 き す は る 最 と 上 き 級 は 最  $\overline{\phantom{a}}$ 等 下 級 級 が 三 外 以 玉 上 旅 に 行 区 0) 分 場 z 合 れ で た あ 鉄 つ 道 T に 運 ょ 賃 I) 0) 移 等 動 級 す が る 区 場 分 Z 合 に れ は た 鉄 最 道 上 に

級 0) 直 近 下 位 0) 級 0) 運 賃 0) 額 と す る

(船賃)

第 十 す る 四 船 条 舶 運 船 航 賃 事 は 業 0) 船 用 舶 に 供 海 す 上 る 運 船 送 舶 法 外 昭 国 和 に お 十 け 四 る 年 法 れ 律 に 第 相 百 当 八 す 十 る 七 も 号 0) そ 第 0) 他 条 任 第 命 権 項 者 に が 規 定 定

げ 費 め る 用 る 運 と も 賃 し 0) を に そ 加 11 え 0) う て 額 別 は 次 に 項 支 次 払 に 第 十 う 掲 六 も げ 0) る 条 で 費 及 あ 用 び 第 つ 第 て + 七 公 号 務 か 条 ら に 0) た 第 お 五 11 め 特 号 7 に ま 同 必 で じ 要 に と  $\overline{\phantom{a}}$ 掲 す げ を る る 利 も 費 用 0) 用 す に る は ` 限 移 る 第 動 に 号 要 す 0) に 額 掲 る

一運賃

0)

合

計

額

と

す

る

二寝台料金

三 座席指定料金

四 特別船室料金

五 前 各 号 に 掲 げ る 費 用 に 付 随 す る 費 用

2

ょ 船 I) 舶 前 移 に 項 動 ょ 第 す l) る 移 号 ح 動 に き す 掲 は る げ 最 と る 上 き 運 級 は 賃 最 0) 等 下 額 級 級 0) が 上 三 外 限 以 玉 は 上 旅 に 行 内 区 0) 玉 分 場 旅 z 合 行 れ で 0) た 場 あ 船 つ 合 舶 7 で に 運 あ ょ 賃 つ I) 0) 7 移 等 運 動 級 賃 す が 0) る 区 等 場 分 級 Z が 合 に 区 れ は た 分 船 z 最 舶 れ 上 に た

(航空賃)

級

0)

直

近

下

位

0)

級

0)

運

賃

O

額

と

す

る

第 十 規 者 が 定 五 定 す 条 め る る 航 航 も 空 空 0) 運 賃 を 送 は 1, 事 う 業 航 0 0) 空 次 機 用 項 に 供 航 次 す 空 条 る 法 及 航 V, 空 昭 第 機 和 + 十 外 七 七 玉 条 に 年 に お 法 お け 律 1, 第 る <u>\_</u> て 同 れ 百 じ に 三 相 十 当 を す 号 利  $\overline{\phantom{a}}$ る 第 用 も す 0) る そ 条 移 第 0) 動 他 十 に 任 八 要 項 命 す 権 に

る る 運 費 賃 用 に と 加 し え て そ 别 0) に 額 支 は 払 う 次 も に 0) 掲 で げ る あ つ 費 て 用 第 公 務 号 0) た 及 め V, 特 第 に 三 必 号 要 に と 掲 す げ る る も 費 0) 用 に は 限 る 第 号 に 0) 掲 額 0) げ

一運賃

合

計

額

と

す

る

二 座席指定料金

三 前二号に掲げる費用に付随する費

用

2 合 に 前 は 項 第 最 下 号 級 に 掲 0) 運 げ 賃 る 0) 運 額 賃 と 0) す 額 る 0) 上 限 た だ は し 運 撘 賃 乗 0 す 等 る 級 航 が 空 区 機 分 0) z 目 れ 的 た 地 航 ま 空 で 機 0) に 予 ょ 定 I) 所 移 要 動

(その他の交通費)

八

時

間

以

上

0)

場

合

に

は

最

下

級

0)

直

近

上

位

0)

級

0)

運

賃

0)

額

と

す

る

時

間

が

す

る

場

第 十 す そ る 六 0) も 額 条 0) は に そ 限 次 0) る に 他 0 掲 0) げ 交 0) る 通 額 費 費 0) 用 は 合 計 第 鉄 額 道 と 号 す 船 か 5 る 舶 第 及 び 四 号 航 空 ま で 機 に 以 掲 外 げ を る 利 費 用 用 す は る 移 公 動 務 に 0) 要 す た る め 特 費 に 用 必 と 要 し と

る 動 車 道 運 路 送 0) 運 用 事 送 に 業 法 供 す 路 昭 る 線 和 自 を 動 十 定 車 め 六 7 年 外 定 法 国 期 律 に に 第 お 運 百 け 行 八 る 十 す Ž る 三 自 号 れ  $\overline{\phantom{a}}$ に 動 相 車 第 当 に 三 す 条 ょ る l) 第 も 乗 合 号 0) を 旅 イ 含 客 に む 掲 0) げ 運 送 る を を 利 行 般 乗 用 う す も 合 る 旅  $\mathcal{O}$ 移 に 客 動 限 自

に

要

す

る

運

賃

道 路 運 送 法 第 三 条 第 号 ハ に 掲 げ る <del>\_</del> 般 乗 用 旅 客 自 動 車 運 送 事 業 0) 用 に 供 す る 自 動 車

外 国 に お け る ٢ れ に 相 当 す る も 0) を 含 む 0  $\smile$ そ 0) 他 0) 旅 客 を 運 送 す る 交 通 手 段  $\overline{\phantom{a}}$ 前 号 に

規

定 す る 自 動 車 を 除 < 0  $\smile$ を 利 用 す る 移 動 に 要 す る 運 賃

三 前 号 に 掲 げ る 運 賃 以 外 0) 費 用 で あ つ て 道 路 運 送 法 第 八 + 条 第 項 0) 許 可 を 受 け て 業

と U て 有 償 で 貸 U 渡 す 自 家 用 自 動 車  $\overline{\phantom{a}}$ 外 玉 に お け る ご れ に 相 当 す る も 0) を 含 む 0) 賃

料

その他の移動に直接要する費用

四 前 三 号 に 掲 げ る 費 用 に 付 随 す る 費 用

(宿泊費)

第 十 七 条 宿 泊 費 は 旅 行 中 0) 宿 泊 に 要 す る 費 用 と し そ 0) 額 は 地 域 0) 実 情 及 V, 旅 行 者 0) 職

務 を 勘 案 し て 内 国 旅 行 に あ つ T は \_ 夜 に つ き \_ 万 九 千 円 外 国 旅 行 に あ つ 7 は 夜 に つ き

五 万 九 千 円 を 超 え な 1, 範 井 内 で 任 命 権 者 が 定 め る 額 次 条 に お 11 て 宿 泊 費 基 準 額 \_ と 11 う

と す る 0 た だ L 当 該 宿 泊 に 係 る 特 别 な 事 情 が あ る 場 合 と し て 任 命 権 者 が 定 め る 場 合 は 当

(包括宿泊費)

該

宿

泊

に

要

す

る

費

用

0)

額

と

す

る

第 十 八 条 包 括 宿 泊 費 は 移 動 及 V, 宿 泊 に 対 す る 体 0) 対 価 と U 7 支 払 わ れ る 費 用 と し そ 0)

額 は 当 該 移 動 に 係 る 鉄 道 賃 船 賃 航 空 賃 及 び そ 0) 他 0) 交 通 費 0) 額 並 び に 当 該 宿 泊 に 係 る

宿泊費基準額の合計額とする。

# (宿泊手当)

第 十 内 玉 九 旅 条 行 宿 に 泊 あ つ 手 当 て は は 夜 宿 に 泊 を つ 伴 き う 千 旅 四 行 百 に 円 必 要 外 な 玉 諸 旅 雑 行 費 に に 充 あ て つ て る は た め 夜 0) に 費 つ 用 き と 五 U 千 そ 四 百 0) 円 額 を は 超

え な 1, 範 拼 内 で 任 命 権 者 が 定 め る 額 と す る

第 十 条 か 5 第 十 五 条 ま で を 次 0) ょ う に 改 め る

### (転居費)

第 <u>\_</u> <u>\_</u> 0) 十 実 条 態 第 条 を 勘 項 転 居 各 案 U 号 費 7 に は 規 次 に 定 赴 掲 す 任 げ る 内 る 場 方 合 玉 法 0) 旅 に 家 行 ょ に 族 i) 0) 限 算 転 る 定 居 z に 以 要 下 れ す る 同 額 る じ と 費 す 用 る を に 含 伴 う む 転 居 と に 要 し す そ る 費 0) 額 用 は 第 転 居 十

か 5 運 最 送 業 も 者 経 済 が 的 家 な 財 も 0) 0) 運 を 送 選 を 択 行 す う る 場 合 と き に に は 限 I) 複 数 当 0) 該 運 運 送 送 業 に 者 要 に す 見 る 積 額 IJ を を z 転 居 せ 費 0) か 額 つ と す そ る 0) 方 中

#### 法

が う と 運 場 旅 し 送 合 て 行 業 に 有 者 者 は 償 が に で 宅 依 当 貸 配 頼 該 U 便 し 運 渡 又 た 送 す は も 自 に 自 の 要 家 家 す と 用 用 る U 自 自 て 額 動 動 前 を 車 車 号 そ 転 若 0) 居 0) し 規 費 < 他 定 ご は 0) に 額 れ 道 ょ と ら 路 I) す に 運 算 る 類 送 定 方 す 法 し 法 る 第 た も 八 額 十 た 0) だ を を 条 超 し 利 第 え 用 る 当 U 項 と 該 て 0) き 家 運 許 は 送 財 可 に 0) を 当 要 運 受 該 す け 送 額 る を 7 と 額 行 業

す

る。

- 2 そ 0) 前 他 項 0) 0) 算 旅 費 定 ح に 当 U て た 支 つ 給 7 す は る <u>\_</u> Ž と 0) が 条 適 例 当 0) 規 で 定 な に 1, ょ 費 用 I) と 他 U 0) て 旅 任 費 命 0) 権 種 者 類 が と 定 し 7 め る 支 も 給 0) を を 受 除 け < る も 費 0) 用
- 3 に は 職 員 前 又 は 家 項 0) 族 規 が 定 他 に か ょ 5 IJ 赴 算 任 定 に し 係 た る 転 旅 費 居 費 0) 支 0) 額 給 又 か は ら  $\mathcal{L}$ 当 該 れ 支 に 給 相 又 当 は す 当 る 該 金 支 額 払 0) を 支 受 払 け を 受 る け 金 額 る を 場 差 合

# (着後滞在費)

し

引

<

Ž

と

と

す

る

と

す

る

第 を + 限 度 と 条 し て 着 後 現 滞 に 在 宿 費 泊 は し た 赴 夜 任 数 に に 伴 係 う る 転 宿 居 泊 に 費 必 及 要 V, な 宿 滞 泊 在 手 に 当 係 0) る 合 費 計 用 額 と に し 相 当 そ す 0) る 額 額 は と す 五 る 夜 分

# (家族移転費)

第 <u>\_</u> + 条 家 族 移 転 費 は 赴 任 に 伴 う 家 族 0) 移 転 に 要 す る 費 用 と U そ 0) 額 は 次 に 掲 げ る

## 額とする。

移 泊 号 費 転 に 赴 を 任 お す 1, 0) 宿 る て 泊 際 手 も 同 家 当 0) じ 族 と 及  $\overline{\phantom{a}}$ 赴 U, し 着 7 を 任 算 職 後 を 定 滞 員 命 在 し 0) ぜ 費 た 新 ら 鉄 0) 居 れ 道 合 住 た 賃 計 地 日 額 に に に 船 お 移 相 賃 転 11 当 す 7 す 航 る 同 る 空 場 居 額 賃 合 し 12 7 そ は 11 0) る 他 者 家 0) 族 に 交 限 人 る 通 ご 費 と 以 に 下 宿 こ 泊 費 職 0) 員 号 包 が 及 括 そ V, 宿 0) 次

#### 前 号 に 規 定 す る 場 合 に 該 当 せ ず か つ 赴 任 を 命 ぜ 5 れ た 日 0) 翌 日 か ら 年 以 内 に 家 族

を 職 員 0) 居 住 地  $\overline{\phantom{a}}$ 赴 任 後 家 族 を 移 転 す る ま で 0) 間 に 更 に 赴 任 が あ つ た 場 合 に は 当 該 赴 任

後 に お け る 職 員 0) 新 居 住 地 に 移 転 す る 場 合 に は 前 号 0) 規 定 に 準 じ 7 算 定 U た 額

2 旅 行 命 令 権 者 は 公 務 上 0) 必 要 又 は 天 災 そ 0) 他 や む を 得 な 11 事 情 が あ る 場 合 に は 前 項 第

(渡航雑費)

号

に

規

定

す

る

期

間

を

延

長

す

るこ

と

が

で

き

る

第 <u>\_</u> + 三 条 渡 航 雑 費 は 外 国 旅 行 に 要 す る 雑 費 と し そ 0) 額 は 予 防 接 種 に 係 る 費 用 旅

券

0) 交 付 手 数 料 及 V, 査 証 手 数 料 外 貨 交 換 手 数 料 並 V, に 入 出 国 税 そ 0) 他 外 玉 旅 行 に 必 要 な も 0

と L 7 任 命 権 者 が 定 め る 費 用 0) 額 と す る

(死亡手当)

第 + 四 条 死 亡 手 当 は 職 員 0) 外 国 に お け る 死 亡 第 三 条 第 項 第 六 号 に 規 定 す る 場 合 に 限

る に 伴 う 諸 雑 費 に 充 て る た め 0) 費 用 と U そ 0) 額 は 九 十 三 万 円 と す る

(退職者等の旅費)

第 十 五 条 第 三 条 第 項 第 \_ 号 第 四 号 又 は 第 五 号 0) 規 定 に ょ l) 支 給 す る 旅 費 は 退 職 等 と

な つ た 日 以 下 0) 項 に お 11 7 退 職 等 0) 日 と 11 う 0 0) 꽷 日 か ら 三 月 以 内 に お け る 当 該

退 職 等 に 伴 う 旅 行 又 は 本 邦  $\wedge$ 0) 帰 住 に つ 11 7 支 給 す る も 0) で あ つ て 次 に 掲 げ る 旅 費 と す る

第 三 条 第 項 第 号 0) 規 定 に ょ I) 旅 費 を 支 給 す る 場 合 に は 次 に 掲 げ る 旅 費

イ 職 員 が 出 張 中 に 退 職 等 と な つ た 場 合 に は 出 張 0) 例 に 準 じ 退 職 等 0) 日 に 1, た 地 か 5

旧 在 勤 地 に 旅 行 す る も 0) と し 7 計 算 し た 旅 費

口 新 在 職 勤 員 地 が に 赴 旅 任 行 中 す に る 退 職 も 等 0) لح と な し て つ 計 た 算 場 合 し た に 旅 は ` 費 赴 任 0) 例 に 準 じ 退 職 等 0) 日 に l, た 地 か

5

第 三 条 第 項 第 四 号 0) 規 定 に ょ I) 旅 費 を 支 給 す る 場 合 に は 赴 任 0) 例 に 準 じ か つ

命 権 者 0) 在 勤 地 を 新 在 勤 地 と み な し 7 計 算 し た 旅 費  $\overline{\phantom{a}}$ 着 後 滞 在 費 を 除 <

ら る も と し し

2

三

第

三

条

第

項

第

五

号

0)

規

定

に

ょ

I)

旅

費

を

支

給

す

る

場

合

に

は

出

張

0)

例

に

準

じ

出

張

地

か

任

本 邦 内 0) 地 に 旅 行 す 0) て 計 算 た 旅 費

に 前 転 項 居 0) 費 場 0) 合 う に 5 お 家 11 て 族 0) 転 退 居 職 に 等 要 と す な る つ 費 た 職 用 及 員 V, が 家 家 族 族 移 を 転 移 費 転 す に 相 る 当 と き す る は も 0) 同 を 項 に 加 規 え 定 る す も る  $\mathcal{O}$ と 旅

延 長 す る Ž ح が で き

る

3

旅

行

命

令

権

者

は

天

災

そ

0)

他

ゃ

む

を

得

な

(J

事

情

が

あ

る

場

合

に

は

第

項

に

規

定

す

る

期

間

を

す

費

る

第 十 六 条 か 5 第 三 十 条 0) ま で を 削 る

第 三 十 条 0) 三 第 項 を 次 0) ょ う に 改 め る

第 三 条 第 項 第 号 第 三 号 又 は 第 六 号 0) 規 定 に ょ I) 支 給 す る 旅 費  $\overline{\phantom{a}}$ 死 亡 手 当 に 係 る も 0)

を 除 < は 次 に 掲 げ る 旅 費 と す る

第 三 条 第 項 第 号 0) 規 定 に 該 当 す る 場 合 に お 1, て 同 号 0) 規 定 に ょ I) 旅 費 を 支 給 す る

と き は 次 に 掲 げ る 旅 費

イ 0) 遺 職 族 員 0) が 場 出 合 張 に 中 は に 死 亡 本 邦 し に た 場 お け 合 に る 外 は 玉 か 出 ら 張 0) 0) 到 例 着 に 準 地 じ と 職 死 亡 員 が 地 と 遺 0) 族 間 0) を 居 往 住 復 地 す る 外 も 国 在 0) ح 住

し 7 計 算 L た 旅 費

亡

5

新

居

行

す

る

も

0)

と

し

7

計

U

た

口 死 職 地 員 が か 赴 任 中 住 に 地 死 亡 に 旅 し た 場 合 に は イ に 掲 げ 算 る 旅 費 旅 費 0) ほ か 赴 任 0) 例 に 準 じ 職 員 が

す 族 る 0) 第 も 居 三 住 0) 条 第 と 地 か U 5 て 項 計 第 帰 算 住 三 U 地 号 た 0) 旅 外 規 費 国 定 に に 帰 ょ I) 住 す 旅 る 費 場 を 合 支 12 給 す は る 場 本 邦 合 に に お は ` け る 出 外 張 国 0) ^ 例 0) に 出 準 発 じ 地 職 に 員 旅 が

行

遺

三 族 第 0) 居 三 条 住 第 地 と 項 死 亡 第 地 六 と 号 0) 0) 間 規 を 定 に 往 復 ょ す I) る 旅 も 費 を 0) と 支 給 U す て 計 る 算 場 合 U た に 旅 は 費 出 張 0) 例 に 準 じ 職 員 が 遺

第 三 + 条 0) 三 第 項 中 前 項 を \_ 前 項 各 号 に 改 め 同 条 第 三 項 を 削 り、 同 条 を 第 十 六

第 三 章 外 国 旅 行 0) 旅 費 を 削 る

条

と

す

る

ら し \_ 0) 第 三 日 を 当 十 及 た び だ 条 食 中 し 卓 料 に 前 章 又 に は 出 規 本 発 定 邦 L す に 又 る と 到 は \_ 着 ろ し を \_ た を 日 出 ま 発 で 内 し 0) 玉 日 又 旅 当 は 行 \_ 及 0) V, 規 に 食 改 定 卓 め 料 に 改 を 及 め 削 V, IJ 本 同 邦 条 を た だ 本 出 章 発 し に し 書 規 た 中 定 日 す か 但

る とこ ろ を 外 国 旅 行 0) 規 定 \_ に 改 め 同 条 を 第 十 七 条 と す

第 三 + 条 か Ď 第 四 + \_ 条 ま で 及 び 第 四 章 0) 章 名 を 削 る

第四十二条第一項を次のように改める。

第 費 事 を 情 四 超 を 任 + え 超 に 命 る ょ え 権 ご 条 た I) 者 を と 旅 又 は 第 と 費 は な 又 旅 旅 + る は 行 行 八 部 通 0) 者 条 分 常 性 が と 0) 必 質 区 し 旅 要 上 以 費 と ے 外 又 0) 第 し 0) 四 は な 条 者 十 そ 1) 例 か 三 5 0) 旅 0) 条 費 規 旅 必 を 要 を 定 費 と 支 第 に 0) <u>\_</u> 給 し ょ 支 十 な す る 給 る 旅 を 九 11 Ž 費 受 条 部 と を と 分 け と し 0) 支 る 旅 な 給 場 費 る 合 し 同 条 を 場 た そ 支 場 0) 合 0) 給 次 に 他 合 に お に 旅 し 次 な は 行 1) に 0) 7 不 11 Ž 当 は お と に け 条 を が そ 旅 る で 特 加 0) 行 え き 别 実 0) る る 費 実 0)

(旅費の返納)

第 三 十 条 支 出 担 当 者 等 は 旅 行 者 が Ž 0) 条 例 又 は れ に 基 づ < 規 程 0) 規 定 に 違 反 U 7 旅 費 0)

支 給 を 受 け た 場 合 に は 当 該 旅 費 を 返 納 z せ な け れ ば な 5 な 11

2 に 支 出 対 旅 し 担 行 当 者 支 者 が 出 等 Ž す る は 0) 給 条 与 例 前 又 項 又 は に は Ž 旅 規 費 定 れ す に 0) 額 基 る づ か 返 ら < 納 に 規 当 代 程 え 該 0) 規 旅 て ` 定 費 当 に に 相 該 違 当 支 反 す 出 U る 担 て 金 当 旅 額 者 費 を 等 0) 差 が 支 そ 給 し 引 0) を < 後 受 Ž け に と お た が 場 11 で 合 T そ き に る 0) は 者

3 前 項 に 規 定 す る 給 与 0) 種 類 は 任 命 権 者 が 定 め る

第 四 十 四 条 に 見 出 し と U て 委 任 \_ を 付 し 同 条 中 外 を ほ か \_ に 改 め 同 条 を 第

三十一条とする。

付 則 第 四 項 を 削 り 付 則 第 五 項 を 付 則 第 四 項 と す る

別 表 第 及 V, 別 表 第 三 を 削 I) ` 别 表 第 を 別 表 ح す る

付 則

(施行期日)

1 ご 0) 条 例 は 令 和 七 年 四 月 <del>\_</del> 日 か ら 施 行 す る

港 区 非 常 勤 職 員 0) 報 酬 及 V, 費 用 弁 償 に 関 す る 条 例 0) \_ 部

2 港 区 非 常 勤 職 員 0) 報 酬 及 び 費 用 弁 償 に 関 す る 条 例  $\overline{\phantom{a}}$ 昭 和 三 十 \_ 年 港 区 条 例 第 十 六 号

改

正

0)

一部を次のように改正する。

第 四 条 第 項 中  $\neg$ 車 賃 日 当 宿 泊 料 及 V, 食 卓 料 0) 七 種 \_ を  $\neg$ そ 0) 他 0) 交 通 費 宿 泊 費

包 括 宿 泊 費 及 V, 宿 泊 手 当 \_ に 改 め る

港 区 付 属 機 関 0) 構 成 員 0) 報 酬 及 V, 費 用 弁 償 に 関 す る 条 例 0) 部 改 正

3 港 区 付 属 機 関 0) 構 成 員 0) 報 酬 及 び 費 用 弁 償 に 関 す る 条 例 昭 和 五 + 年 港 区 条 例 第 六 号 0)

一部を次のように改正する。

第 四 条 第 項 中 \_ 車 賃 日 当 宿 泊 料 及 び 食 卓 料 0) 七 種 \_ を \_ そ 0) 他 0) 交 通 費 宿 泊 費

包 括 宿 泊 費 及 V, 宿 泊 手 当 \_ に 改 め 同 条 第 三 項 中 \_ 車 賃 及 び 宿 泊 料 0) 五 種 \_ を そ 0) 他 0) 交

通費及び宿泊費」に改める。

選 挙 長 等 0) 報 酬 及 V, 費 用 弁 償 に 関 す る 条 例 0) 部 改 正

4 選 挙 長 等 0) 報 酬 及 び 費 用 弁 償 に 関 す る 条 例  $\overline{\phantom{a}}$ 昭 和 三 十 四 年 港 区 条 例 第 号 0) 部 を 次 0)

ように改正する。

第 三 条 第 項 中 車 賃 日 当 宿 泊 料 及 V, 食 卓 料 0) 六 種 を そ 0) 他 0) 交 通 費 宿 泊 費

包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

港 区 選 挙 管 理 委 員 会 議 会 及 び 監 査 委 員 に 出 頭 す る 者 並 び に 公 聴 会 に 参 加 す る 者 等 0) 費 用 弁

償条例の一部改正)

5 港 区 選 挙 管 理 委 員 会 議 会 及 び 監 査 委 員 に 出 頭 す る 者 亚 び に 公 聴 会 に 参 加 す る 者 等 0) 費 用

弁 償 条 例 昭 和 十 三 年 港 区 条 例 第 十 号 0) <del>--</del> 部 を 次 0) ょ う に 改 正 す る

第 条 第 項 中 車 賃 日 当 宿 泊 料 及 V, 食 卓 料 0) 六 種 を そ 0) 他 0) 交 通

費

宿

泊

費

包 括 宿 泊 費 及 び 宿 泊 手 当 \_ に 改 め 同 項 た だ し 書 を 削 る

港区建築審査会条例の一部改正)

6 港 区 建 築 審 査 会 条 例 昭 和 五 十 八 年 港 区 条 例 第 十 五 号  $\overline{\phantom{a}}$ 0) 部 を 次 0) ょ う に 改 正 す る

第 九 条 第 項 中 \_ 車 賃 日 当 宿 泊 料 及 び 食 卓 料 0) 七 種 \_ を \_ そ 0) 他 0) 交 通 費 宿 泊 費

包 括 宿 泊 費 及 び 宿 泊 手 当 に 改 め 同 条 第 三 項 た だ L 書 を 削 る

(経過措置)

付

則

第

項

に

ょ

る

改

正

後

0)

港

区

非

常

勤

職

員

0)

報

酬

及

び

費

用

弁

償

に

関

す

る

条

例

付

則

第

三

項

に

7 0) 条 例 に ょ る 改 正 後 0) 港 区 職 員 0) 旅 費 に 関 す る 条 例 以 下 改 正 後 0) 条 例 と 11 う

う 項 委 正 ょ 0 に 員 後 る 会 ょ 0) 改 選 以 る 正 後 改 挙 議 後 長 に 正 会 0) 出 後 及 等 港 V, 発 0) 区 0) す 監 港 報 付 る 区 査 酬 属 旅 建 委 及 機 築 関 行 員 び か 審 に 費 0) 5 査 出 用 構 会 適 頭 弁 成 す 用 条 償 員 例 る に し 0) 者 0) 関 報 規 並 す 酬 同 定 び 日 る 及 に 条 V, 前 は 公 例 費 に Ž 聴 出 用 発 会 付 弁 0) 条 に 償 し 則 た 例 参 第 に 関 旅 0) 加 五 行 施 す 項 す に 行 る に る つ 0) 者 ょ 条 1 日 等 る 例 改 て 0) 以 は 費 正 付 下 用 後 則 第 な 弁 0) 償 四 お 港 施 従 行 条 区 項 前 日 例 選 に 举 ょ 0 及 例 と V, 管 る に 11 前 理 改

8 な 退 改 つ 正 た 職 等 場 後 \_ 0) 合 又 と 条 は 1, 例 死 う 第 三 亡  $\overline{\phantom{a}}$ U 条 た と 第 場 な 合 つ 項 に た 0) 場 規 つ 11 合 定 て 又 は は は 死 施 亡 な 行 お し 日 従 た 以 場 前 後 合 に 0 例 に 退 に つ 職 ょ 1) る て 免 適 職 用 し 失 職 若 施 行 し < 日 は 前 休 に 退 職 職 等 以 と 下

ょ

る

9 第 ょ 条 例 l) 改 旅 に 項 正 費 ょ 及 後  $\mathcal{O}$ る U 0) 支 改 第 条 給 正 四 例 を 項 第 前 受 三 0) 0) け 港 規 条 る 区 定 第 ~ 職 に 五 と 員 ょ 項 が 0) l) 及 で 旅 Q, 旅 き 費 費 第 る に 六 0) 場 支 関 項 合 す 給 0) に る を 規 条 受 つ 定 例 け 11 は 第 る て 三 ~  $\mathcal{L}$ は 条 と れ が 5 な 第 で お <del>---</del> 0) 従 項 き 項 る 前 に 0) 第 場 規 例 合 定 に に す 項 る ょ 及 つ る び 11 者 第 て が 四 適 同 項 用 条 0) 第 し 規 定 Ž 項 に 0)

10 費 0) 改 支 正 給 後 を 0 受 条 け 例 た 第 場 三 合 十 に 条 つ 0) 11 規 7 定 適 は 用 す 改 る 正 後 0) 条 例 又 は ~ れ に 基 づ < 規 程 0) 規 定 に 違 反 し 7

旅

### 説明)

職 員 に 支 給 す る 旅 費 0) 種 類 及 び 支 給 額 等 を 改 定 す る た め 本 案 を 提 出 11 た し ま す